

# 宇部市立小中学校の5月7日以降の対応について（案）

宇部市教育委員会

## 1 宇部市教育委員会の基本方針

(1) 国が山口県の緊急事態宣言を解除した場合、山口県が一斉臨時休校の要請を解いた場合

- ① 全面解除の場合ー5月7日(木)から学校再開【平常授業、部活動あり】
  - コロナ対応(毎日の健康観察、三密を避ける、マスクの着用、消毒等)を行う。
  - 給食を提供する。
- ② 条件付き解除の場合ー5月7日(木)から学校再開【分散登校、部活動なし】
  - コロナ対応(毎日の健康観察、三密を避ける、マスクの着用、消毒等)を行う。
  - 分散登校を行う。
    - ・ 1クラス15人以上の場合は、1クラスを午前登校グループと午後登校グループの2つに分け、午前と午後と同じ授業を実施する。
    - ・ 1クラス15人以下の場合は午前中登校のみとする。
    - ・ 学童を希望する児童は午前登校グループに入り、給食終了後、学童に参加する。
  - 給食を提供する。(2グループ合同)

(2) 国が山口県の緊急事態宣言を延長した場合、山口県が一斉臨時休校の要請を延長した場合

- ① 一斉臨時休校の延長 5月7日(木)～5月20日(水) ※ 再延長の可能性あり
    - オンライン授業(YouTube、双方向)やDVDを活用して授業を配信・提供する。
    - 5月7日(木)、8日(金)に分散登校による臨時登校日を設定する。
      - ・ 児童生徒の心身の健康観察、これまでの学習状況等の把握等を行う。(スクールカウンセラーによる教育相談実施)
      - ・ 今後の学習方法の指示、インターネット環境・DVD視聴環境等の確認を行う。
      - ・ 2日とも給食を提供する。(2グループ合同)
- ※ 宇部市で感染者が発生した場合は、国・県の状況、他市町の対応、市内感染者の状況等を踏まえて、学校の臨時休校等について判断する。

## 2 一斉臨時休校が延長になった場合の対応について

(1) 心身の健康観察

- ① 電話、メール等で児童生徒の心身の健康面の観察や相談等を定期的に行う。特別な支援が必要な児童生徒については毎日連絡をとるなど、特に配慮する。

(2) 学力保障

- ① 方法(いずれかの方法を児童生徒や家庭の状況に応じて選択する)
  - オンライン授業(YouTube)による授業動画視聴(家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等を活用)
  - DVDによる授業動画視聴(家庭のDVD再生機等を活用)
  - 学校で授業動画視聴(特別な支援が必要な児童生徒や対応が困難な児童生徒)
- ※ 双方向のオンライン授業の提供(万倉小、吉部小)
- ② 授業動画の内容
  - 小学校1年生～中学校3年生の国語、算数・数学、英語(今後、他教科も作成予定)
- ③ 特別な支援が必要な児童生徒、インターネットやDVD視聴が困難な児童生徒については、保護者と協議し、上記方法と別の対応を行う。

(3) その他

- ① 特別な支援が必要な児童生徒や家庭で対応が困難な児童生徒で保護者が希望する場合、8時30分から12時まで学校施設を提供する。  
学童を希望する児童は、12時から昼食をとり、12時30分から学童に参加する。

(参考) 文科省資料参照「臨時休業中の学習の保障等について」【令和2年4月21日付】

① 家庭学習の充実

学校において、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身につけ学習を継続するとともに、学校再開後を見据え、学校と児童生徒との関係を継続できるよう、指導計画等を踏まえ、各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと

② 児童生徒の学習状況の随時把握

家庭学習を適切に課した上で、教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要であり、教師が定期的に個々の児童生徒との間で、ICTや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行い、児童生徒の学習を支援すること

③ ICTの最大限の活用

ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用等、ICT環境の積極的な活用に向けてあらゆる工夫をすること